

財務状況

I 財務の概要

—財務情報—

- ・ 令和4年度決算書
- ・ 令和4年度監査報告書
- ・ 令和4年度事業報告書
- ・ 令和4年度財産目録総括表

II 学校法人会計の特徴

1. 学校法人とは

学校法人とは、「私立学校の設置を目的として私立学校法に基づき設立された法人」のことをいいます。企業は利益を得ることを目的とし事業を行いますが、学校法人は営利を目的とせず、教育研究活動を行うことを目的としています。学校法人は教育という公共性の高い事業を担っているため、その「永続性」も強く求められています。

また、国や地方公共団体から経常費の補助金（私学助成）を受ける学校法人は、私立学校振興助成法の定めにより、文部科学大臣が定める「学校法人会計基準」に従って財務に関する計算書類を作成し、公認会計士または監査法人の監査報告書を添付して所轄庁へ提出することが義務づけられています。

2. 学校法人会計基準とは

私立学校は公共性が極めて高く、安定性・継続性が求められるとともに、中長期的にわたって永続的な維持を可能にするための収支均衡を図ることが求められます。そのような私立学校の特性を踏まえ、私学助成を受ける学校法人が適正な会計処理を行なうための統一的な会計処理基準として制定されたものが、学校法人会計基準です。

3. 学校法人会計と企業会計の違い

企業会計の目的が、会計によって収益と費用を正しくとらえて営業年度の正しい損益を計算し、併せて企業の財政状態、すなわち資産、負債及び資本の状態を知り、より収益力を高め財政的安全性を高めること、及び事業活動の成果と財政状態を利害関係者に開示するところにあります。一方、学校法人の会計は、その収入の多くが学生生徒からの納付金や国や地方公共団体などからの補助金で構成されている極めて公共性の高い法人であるので、企業

のように収益の獲得が目的ではなく、収支の均衡の状況と財政の状態を正しくとらえて、法人の持続的発展に役立てること、および学校経営における教育研究活動の健全性の程度を財務面から測定し開示するところにあります。

4. 学校法人会計における計算書類

資金収支計算書

当該会計年度の諸活動に対応するすべての資金の収入・支出の内容と支払資金（現金預金）の収入・支出の顛末を明らかにします。企業会計の「キャッシュ・フロー計算書」に相当します。資金収支計算書と内訳表を比べると内訳表の方の科目が少なくなっています。これは学校法人会計基準が資金収支内訳表の範囲を学校法人の行う当年度の諸活動に絞り、特に教育研究活動の部門ごとの収入支出を明らかにし、その運営状況を把握するためのものにしようとしたためです。よって内訳表には、収入面の前受金収入やその他の収入、支出面の資産運用支出やその他の支出は記載されません。

活動区分資金収支計算書

資金収支計算書の決算額を教育活動、施設整備等活動、その他の活動の3つに区分し、活動ごとの資金の収入および支出の内容を明らかにします。

企業会計の「キャッシュ・フロー計算書」に近いものです。

事業活動収支計算書

当該会計年度の活動に対応する、事業活動収入・事業活動支出の内容と均衡状態を明らかにします。事業活動収支内訳表は設置学校別の収支状況（経営状況）がわかり、経営判断に役立つ資料です。企業会計の「損益計算書」に相当します。

貸借対照表

当該年度末における、資産・負債・基本金・繰越収支差額の内容と財政状態を明らかにします。企業会計の「貸借対照表」に相当します。

学校法人が作成する貸借対照表は、学校法人の財政状態、つまり財産の一覧表を表示します。貸借対照表はバランスシートで考えます。バランスシートは学校法人を設立して以来の累計の残高金額です。開校以来 50 数年かけて大学がつくり上げた、資産、負債、純資産の残高です。

Ⅲ 学校会計の用語解説について

◆資金収支計算書

【資金収支・事業活動収支計算書に共通で記載される主な科目】

●学生生徒等納付金

授業料・入学金・施設設備等の学生・生徒から納入された収入

- 手数料
 - 入学検定料・試験料・証明書発行手数料などの手数料収入
- 寄付金収入
 - 特定の募金活動に対する応募寄付金又は用途指定のある寄付金収入
 - 上記以外の用途指定のない寄付金収入
 - 土地・建物・図書、等金銭以外の資産の贈与を受けたときのその資産の額
- 補助金収入
 - 国及び日本私立学校振興・共済事業団よりの補助金収入
 - 都道府県、市町村寄りの補助金収入
- 資産運用収入
 - 奨学基金の運用により生ずる収入
 - 預金・貸付金、等の利息、国債・社債、等の有価証券利息、株式の配当金、等の収入
 - 施設設備を貸与することにより受取る収入
- 資産売却収入
 - 土地・建物・構築物・教育研究用機器備品等の売却収入
- 付随事業・収益事業収入
 - スクールバス等教育活動に付随する活動・外部から委託を受けて行う試験・研究等の事業の収入、講座受講料収入、寄付行為に記載された収益事業会計からの繰越収入
- 雑収入
 - 学生駐車場・教職員駐車場・教室等利用料・大学宿舍宿泊代・図書館利用料等の施設設備利用料収入、私立大学退職金財団からの交付金等
- 人件費
 - 教職員等に支給する「本俸・期末手当・各種手当」、退職金財団負担金、等
- 教育研究経費
 - 教育研究の為に支出する経費
 - 消耗品費・光熱水費・旅費交通費・奨学費・印刷製本費・修繕費・通信運搬費・保守支払金・賃借料・報酬・手数料・委託費等
- 管理経費
 - 教育研究活動以外の支出経費
 - 総務・人事・経理業務や広報費等の学生・生徒募集活動など

【資金収支計算書にのみ記載される主な科目】

- 前受金収入
 - 当年度に収納された次年度に属する授業料・入学金・実験実習料収入・施設設備・その他納付金前受金収入
- 資金収入調整勘定
 - 「期末未収入金」：当期の収入として計上したもののうち、期末に未収額となったもの
 - 「前期末前受金」：当期の収入として計上したもののうち、前期末に資金収入のあった額
- 資金支出調整勘定

「期末未払金」:当期中に支払うべき支出のうち、翌期以降に支払

「前期末前払金」:当期中に支払うべき支出のうち、前年度までに支払済

●施設関係支出

土地・建物・構築物・建設仮勘定、施設利用権等の支出

建物は、附属する電気・給排水・冷暖房・昇降機等の施設設備

建設仮勘定は、建物・構築物・機器備品等を建設・製作するときの完成までの支出額

完成した場合には、目的の科目「建物など」に振替

●設備関係支出

教育研究用機器備品・管理用機器備品（教育研究又は教育研究以外の管理に関連する 1 件又は 1 組の価額が 10 万円以上のもの）、図書、車両、ソフトウェア等の支出

●資産運用支出

退職給与引当特定資産への繰入をするための支出又は建物減価償却引当特定資産への繰入をするための支出等を特定資産として積み立てるための支出

◆事業活動収支計算書

【事業活動収支計算書にのみ記載される主な科目】

●現物寄付金

土地・建物・図書、等金銭以外の資産の贈与を受けたときのその資産の額

例えば、科学研究費補助金等の研究費で所属機関の研究者が購入した物品を現物寄付として固定資産に受け入れるケースがこれにあたります。

現物寄付のうち、施設設備に関する寄付については、特別収支で計上し、それ以外の 現物寄付、例えば貯蔵品や固定資産として計上されない備品や雑誌及び消耗品等は、教育活動収支に計上

(※金銭の授受は伴いません。)

●退職給与引当金繰入額

退職給与引当金とは、教職員が退職した際に支払われる退職金の支払いにあらかじめ備え、貸借対照表上の負債勘定に計上しておくもので、毎年度、退職給与引当金を算定し、退職給与引当金の不足分を教育活動収支の事業活動支出（退職給与引当金繰入額）として計上することが、消費収支の均衡を維持するうえで必要とされるものです。

●減価償却額

固定資産のうち建物・構築物・機器備品等は、時の経過や陳腐化などによってその価値が減少します。価値が減少するものとして減価償却を行い、取得原価を毎年度の消費支出に費用配分するものです。(※直接に資金の支払いは伴いません。)

●資産処分差額

固定資産や有価証券などの資産を売却し、その代価が資産の帳簿価額よりも低い金額で売却した場合、その差額を計上する。

また、除却した場合においても資産処分差額を計上することになります。

(※直接に資金の支払いは伴いません。)

◆貸借対照表

【貸借対照表費に記載される主な科目】

●有価証券

国債・地方債・社債等があります。会計年度末後1年を超えて保有する目的のものは「その他の固定資産」に計上します。一時的（短期的）な保有を目的とするものは、「流動資産」に計上

●(何) 引当特定資産

校舎その他の施設の増設や改築、機器備品その他の設備の拡充や買い替え、退職金の支払等、将来の特定の支出に備えるために資金を留保した場合に設ける勘定科目です。このような資金留保は、経営方針に基づく長期的な資金計画によって実行されます。

●現金預金

現金、銀行の各種預金、郵便貯金等です。

「現金預金」の額は、資金収支計算書の「翌年度繰越支払資金」と一致します。

●長期借入金、短期借入金

長期借入金は、返済期限が会計年度末の翌日から1年を超えて到来する借入金です。

短期借入金は、返済期限が会計年度末の翌日から1年以内に到来する借入金です。

●預り金

給料・報酬等にかかる源泉所得税や住民税など、学校法人の事業活動収入にならない、他に支払うための一時的な金銭の受入額をいいます。

●繰越収支差額

事業活動収支差額（事業活動収入から事業活動支出を差し引いた差額）から基本金組入額を差し引いた差額です。

小科目の「翌年度繰越収支差額」の金額は事業活動収支計算書の「翌年度繰越収支差額」になります。この繰越収支差額によって長期の収支バランスを表しています。